

衆議院議員 各位
参議院議員 各位

2006年8月31日
全国消費者団体連絡会(全国消団連)
事務局長 神田 敏子
102-0085 千代田区六番町 15 プラザ 17 6F
TEL:03-5216-6024 FAX:03-5216-6036

- 貸金業制度等の改革に関する要望

出資法の上限金利引き下げに伴い、特例措置を置くことに反対です

平素より、当連絡会の活動にご理解、ご支援を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、全国消団連では今年6月に「グレーゾーン廃止、みなし弁済規定廃止」について要請申し上げました。今回、さらに「出資法の上限金利引き下げに伴い、特例措置を置くことのないよう」強く要望するものです。

金融庁は、8月24日の第19回「貸金業制度等に関する懇談会」において、「出資法の上限金利を利息制限法の金利水準に引き下げ、みなし弁済制度の廃止」との方向を示しました。同時に、「小額短期の借入れについては、上限金利の特例措置を置くということについては検討」とされており、今後の与党での検討に託されました。

多重債務問題の解決のためには、「出資法の上限金利引き下げ」こそが必要であり、「上限金利の特例措置を置く」ことについては、強く反対します。

現在指摘されているだけでも次のような点があり、いずれにしろ抜け穴が生じることが危惧されます。

- ・ 初めの借入れはほとんどの人が50万円以下といわれ、また、借入れ者の1件当たり平均残高は約40万円(全国信用情報センターによる)です。
- ・ 「少額」および「短期」の概念が明確ではありません。
- ・ 事業者から少額短期での借入れを要請される可能性もあります。

特例措置として少額短期を認めると、これまでと同様に、多くの人に高金利が適用されるおそれがあります。これでは特例とは言えませんし、この論議の目的である多重債務者をなくすことにはつながりません。

特例措置を置くことなく、利息制限法まで上限金利が引き下げられるよう、改めてお願い申し上げます。

以上